２０２６年９月

お客さま　各位

東京三協信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、東京三協信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫は「手形・小切手の全面的な電子化」への対応として、当金庫振出手形・小切手の最終振出期限（振出日）の設定に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定しますので、お知らせいたします。

今後もより一層お客さまのご満足や利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定となる規定

・当座勘定規定（一般用）

２．改定日

２０２６年１０月１日（木）

３．主な改定内容

・当金庫振出手形・小切手の最終振出期限（振出日）の設定に伴う改定

※最終振出期限：２０２６年９月３０日（水）

詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

４．電子的な決済方法への移行推奨について

当金庫では、法人・個人事業主さま向けのインターネットバンキングやでんさいサービスをご用意しております。手形・小切手の代替手段として、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以　上

東京三協信用金庫

「当座勘定規定」　新旧対照表

２０２６年１０月１日改正

旧	新
（２０２５年９月１日現在）	（２０２６年１０月１日現在）
1～6　略	1～6　略
7　（手形、小切手の支払等）	**7　（手形、小切手の支払等）**
(1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	(1)　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
(2)～(6)　略	(2)～(6)　略
8　（手形、小切手用紙）	**8　（手形、小切手用紙）**
(1)　当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。	(1)　当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、２０２６年９月３０日までに振り出してください。
(2)　取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	(2)　取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。
(3)　前記（1）および（2）以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。	(3)　前記（1）および（2）以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
(4)　当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。	(4)　当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
(5)　手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の代金と引き換えで交付します。	(5)　（削除）

旧	新
(6)　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	(5)　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
(7)　前記 (6) の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	(6)　前記 (5) の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
9～12　略	9～12　略
13　(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	**13　(支払保証)** 小切手の支払保証はしません。(以下、削除)
14　略	14　略
15　(届出事項の変更)	**15　(届出事項の変更)**
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。	(4)　(削除)
16～17　略	16～17　略
18　(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)	**18　(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)**
(1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	(1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがで

旧	新
	きるものとします。
(2)　略	(2)　略
19　（線引小切手の取扱い）	**19　（線引小切手の取扱い）**
(1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	(1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。
(2)　略	(2)　略
20～30　略	20～30　略
以 上	以 上
＜約束手形用法＞	**＜約束手形用法＞**
1～2　略	1～2　略
3.　振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	3.　振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
4～7　略	4～7　略
8.　手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届け印）のうえ請求してください。	8.　（削除）
9.　自署によるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	8.　自署によるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
＜為替手形用法＞	**＜為替手形用法＞**
1～3　略	1～3　略
4.　振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	4.　振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

旧	新
5～9　略 10.　手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届け印）のうえ請求してください。 11.　自署によるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 **＜小切手用法＞** 1　略 2.　小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～7　略 8.　小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名押印（お届け印）のうえ請求してください。 9.　自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	5～9　略 10.　（削除） 10.　自署によるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 **＜小切手用法＞** 1　略 2.　小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 3～7　略 8.　（削除） 8.　自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。